

(陳受24第7号)

外環計画(外環本線)に対して国・東京都に意見書を提出することに関する陳情

受理年月日

平成24年3月15日

陳情者

吉祥寺南町3-25-1

外環道路反対連盟武蔵野地区同盟 むさしの外環反対の会

代表 濱本 勇三

陳情の要旨

私たち「むさしの外環反対の会」は、東京外郭環状道路計画が突如発表された昭和41年以降45年余りにわたって、この計画は「まちの分断・住民不在」の暴挙であることを強く指摘し、反対運動を続けております。また、約40年近く計画の凍結が続けられた後、凍結後初めての大規模視察があり、国会において大臣の「遺憾の意」表明後、P I (パブリック・インボルブメント) による話し合いは行われているが公平なものでなく、地域P I においては住民側からの「検討課題」に対して「対応の方針」が行政側から示されたが、住民が納得できるものではなく、事を強行して事業計画まで進められてきているのが現状です。

武蔵野市議会においては、昭和42年6月23日全会一致による「外環道路反対特別委員会」設置を決定して以来36年間にわたって議会・行政・住民が三者一体となって反対運動を続けてまいりました。これが平成15年6月議会にて終止されましたことはまことに残念でしたが、その後、議員発議による現在の「外環道路特別委員会」の設置により今日まで継続して審議が行われることができました。

さて、外環問題については御承知の通り平成19年計画変更となり、現在は大深度地下方式にて決定・事業計画中でありますが、地域P I での話し合いの中で「検討の課題」として住民が心配している事項を問題点として国・東京都に提示しました。それに対して「対応の方針」が明示された中で「水脈問題」「工事中の問題」「完成後の環境・振動・道路の運用の危険性の問題」等さまざまな納得のできない項目が多々あり、問題点の未解決のまま事業が始まろうとしていることは残念であります。

また、昨年3月11日発生した東日本大震災の復旧・復興に対する対策への予算組み替えと同時に、増税議論が本格化する中、平成24年度予算案はバラマキ型になっております。現在「外環の2地上部街路」については、東京都と「話し合いの会」が開催されておりますが、昭和41年に決定した法は2つの計画として外環本線と外環の2とに分かれておりますが、当時、地域に説明されている外環計画は外環本線(自動車専用部分・高速道路部分)と外環の2は一体の計画であることは皆様方は認識されておるところであります。

国は話し合いの席上、一応「一体計画」と発言をしております。

外環の2については現在話し合いの最中ですが、外環本線が計画変更により大深度地下方式に決定したことは、外環の2は不要であり法は「死に体」となっておることは明確であり即刻廃止すべきです。また計画変更した新法に基づき施行しなければなりません。

このことについては、貴議会においても積極的な調査・議論されるようお願いしたい。

しかしながら市民(地域住民)・議会・行政(武蔵野市)は三者一体となって計画変更された外環本線部分の事業計画に対する問題点の解決が先決であると考えております。

大深度地下方式の自動車専用道路「外環本線」の問題点についてはいまだ十分な説明もなく、未解決のまま事業化されることは納得できません。今日の東日本大震災復旧・復興・年

金・医療事業の推進など今行われなければならない国家事業の中で国の債務残高は国内総生産の2倍に達し1,000兆円突破は目前であります。このような中で、なぜ今外環道の着工なのか。震災対策や、東京都が招致を目指している2020年五輪に向けての物流網整備の必要とする道路としているが、しかし、現政権が掲げた「コンクリートから人へ」・「無駄の根絶」の目標は市民の願いでもありぜひ実現していただきたい。

以上の趣旨を御理解いただき、貴議会として国・東京都に対して「外環道路建設着工中止」についての意見書を提出していただきたく陳情いたします。